

コンテナ運搬船規則の見直しに関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

コンテナ運搬船規則の見直しに関する事項

改正理由

コンテナ貨物は、物流量の急速な増加に伴い、1960 年代後半頃からコンテナ専用船で運送されるようになった。以後、数多くのコンテナ運搬船が建造されており、これまでに十分な運航実績を積み上げている。また、近年では、昨今の海上輸送量の増加に伴い、経済的かつ効率的にコンテナ貨物を運送するため、コンテナ運搬船の大型化が進んでいる。

本会では、コンテナ運搬船特有の船体構造（船型がやせており、甲板部に大倉口を有している等）に対する特別要件として、1983 年に鋼船規則 C 編 32 章としてコンテナ運搬船の専用規則を整備している。その後、コンテナ運搬船の損傷のフィードバックとして、バウフレア部の構造等に対して、適宜規則改正を行ってきている。

しかしながら、その他の一般規定については、専用規則が制定されて以来、特に大きな見直しは行われていないことから、今般、コンテナ運搬船に対する腐食、損傷実績を調査し、さらに他船級規則との比較も行い、より合理的な規則とすべく、コンテナ運搬船に関する構造要件を改めた。

改正内容

- (1) 防撓材の寸法は、連続して配置された等しい寸法である防撓材をグループとする考え方にに基づき決定することができる旨規定した。
- (2) コンテナ運搬船の二重底及び二重船側部の構造部材に関する規則算式について、腐食予備厚、安全率及び荷重を改めた。
- (3) 鋼船規則検査要領 C 編附属書 C1.1.7-1. に規定している高張力鋼を使用する場合の取扱いについて、直接規則上で適用できるよう規則算式を改めた。
- (4) コンテナ運搬船の船底縦通防撓材及び船側縦通防撓材の疲労強度評価の要件を規定した。